千葉市重度障害者グループホーム等初期運営費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　市長は、重度障害者を受け入れるために創設されたグループホーム等に対し、その受け入れに必要となる看護師等の配置に要する経費について、予算の範囲内において、千葉市補助金等交付規則（昭和６０年千葉市規則第８号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき補助金を交付する。

（定義）

第２条　この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

（１）グループホーム　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律　（平成１７年法律第１２３号。以下「障害者総合支援法」という。）第５条第１６項に規定する共同生活援助をいう。

（２）生活介護　障害者総合支援法第５条第７項に規定する生活介護をいう。

（補助事業）

第３条　補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、第２条各号に定義する事業とする。

（補助対象事業所）

第４条　この要綱による補助金の対象となる事業所は、千葉市障害福祉サービス事業所等整備費補助金交付要綱（令和４年８月１日改正施行）により施設の創設整備又は重度障害者グループホーム等施設整備を行ったグループホーム等とする。

（補助金の算定方法及び交付額）

第５条　本事業による補助金の交付額は、別表１の事業種別ごとに、補助要件を満たした各月に発生する補助対象経費の当該年度における合計額と補助基準額を比較していずれか少ない額に補助率を乗じて得た額の範囲内で、市長が定める額とする。

２　本事業による補助金は、最初に交付を受けた年度からその翌々年度までの期間に交付する。

（交付の申請）

第６条　この要綱による補助を受けようとする者（以下「補助対象事業者」という。）が規則第３条の規定による補助金の交付を申請しようとするときは、千葉市重度障害者グループホーム等初期運営費補助金交付申請書（様式第１号）を市長に提出しなければならない。（ただし、別表１の初年度に係る補助金の交付を申請しようとするときは、施設の創設整備を行い、事業所指定を受けた日から１年の間）

（交付の条件）

第７条　規則第５条の規定により付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

（１）補助事業の内容、経費の配分又は遂行計画の変更（市長の定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、あらかじめ市長の承認を受けること。

（２）補助事業を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。

（３）補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

（４）補助事業者は補助事業にかかる収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後５年間保管しておかなければならない。

（５）補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金にかかる消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに市長に報告しなければならない。

また、市長に報告があった場合には、市は当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を市に納付させることができる。

（６）この補助事業に係る補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金の交付を受けてはならない。

（７）その他市長が必要と認める事項。

（交付決定通知）

第８条　規則第６条の規定による通知は、千葉市重度障害者グループホーム等初期運営費補助金交付決定通知書（様式第２号）によるものとする。

（変更交付の申請等）

第９条　第７条第１号の規定による承認を受けようとするとき、及び補助金の変更交付の申請をしようとするときは、千葉市重度障害者グループホーム等初期運営費補助金変更交付申請書（様式第３号）を市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の規定による変更交付の申請があったときは、変更の内容を調査し、補助金の変更交付を決定し、千葉市重度障害者グループホーム等初期運営費補助金変更交付決定通知書（様式第４号）により、通知するものとする。

３　第７条第２号の規定による承認を受けようとするときは、千葉市重度障害者グループホーム等初期運営費補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第５号）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第１０条　規則第１２条の規定により実績報告をしようとするときは、補助事業の完了の日から当該日の属する年度の末日までに千葉市重度障害者グループホーム等初期運営費実績報告書（様式第６号）を市長に提出しなければならない。

（額の確定通知）

第１１条　規則第１３条の規定による通知は、千葉市重度障害者グループホーム等初期運営費補助金額確定通知書（様式第７号）によるものとする。

（交付の請求）

第１２条　規則第１６条第１項の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、千葉市重度障害者グループホーム等初期運営費補助金交付請求書（様式第８号）を市長に提出しなければならない。

２　規則第１６条第２項の規定において準用する同条第１項の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、千葉市重度障害者グループホーム等初期運営費補助金一括（分割）事前交付請求書（様式第９号）を市長に提出しなければならない。

（決定の取消通知）

第１３条　規則第１７条第３項において準用する規則第６条の規定による通知は、千葉市重度障害者グループホーム等初期運営費補助金交付決定取消通知書（様式第１０号）によるものとする。

（返還命令）

第１４条　規則第１８条第１項又は第２項の規定による返還命令は、千葉市重度障害者グループホーム等初期運営費補助金返還命令書（様式第１１号）によるものとする。

（委任）

第１５条　この要綱に定めるもののほか、千葉市重度障害者グループホーム等初期運営費補助金交付に関し、必要な事項は、保健福祉局長が別に定める。

附　　則

この要綱は、令和４年８月１日から施行する。

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。